

委 託 契 約 書 (案)

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構長 堀田 凱樹(以下「甲」という。)と
大学 (以下「乙」という。)は、「最先端学術情報基盤構築事業」の
委託(以下「委託業務」という。)について次のとおり契約を締結する。

(委託業務の題目等)

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり委託業務の実施を委託する。

- | | | |
|---------------|-------------|---|
| 一 委託業務の題目 | 「 | 」 |
| 二 委託業務の目的 | 別添業務計画書のとおり | |
| 三 委託業務の内容及び経費 | 別添業務計画書のとおり | |

(委託業務の実施)

第2条 乙は、別添の業務計画書に記載されたところに従って委託業務を行うものとする。
当該業務計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の額)

第3条 甲は、乙に対し、 , , 円の範囲内において委託業務の実施に要する費用(以下「委託費」という。)を負担するものとする。

(危険負担)

第4条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

(第三者損害賠償)

第5条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

第6条 乙は、委託業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。

(帳簿記載等)

第7条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにするため、その経理についての帳簿を備え、支出額を費目、種別等に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、委託業務が完了した日から5年間保管しておくものとする。

(業務計画の変更等)

第8条 乙は、第30条に規定する場合を除き、別添の業務計画書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

2 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

3 甲は、第1項及び第2項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託業務完了(廃止)報告)

第9条 乙は、委託業務が完了し又は第8条第2項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日

を経過した日又は翌年度の4月18日のいずれか早い日までに、成果物とともに甲に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 甲は、第9条に規定する報告書の内容が適正であると認めるときは委託費の額を確定し、乙に対し通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した実支出額に対して充当した委託費の額と第3条に規定する額のいずれか低い額とする。

(確定調査)

第11条 前条第1項の額の確定にあたり、甲は、必要に応じ職員を派遣し、委託業務が契約の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査することができる。

2 甲は、前項に規定する場合のほか委託業務の実施状況及び委託費の使用状況について調査するため必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め又は甲の職員に当該委託業務に係る業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を調査させることができる。

3 乙は、前2項の調査に協力するものとする。

(委託費の支払)

第12条 委託費は、額の確定後、次項以下に定めるところに従って支払うものとする。

2 委託費の支払いは、乙からの請求に基づいて行うものとする。

3 甲は、適正な請求書を受理した後、受理した月の翌月25日までに、乙に対して支払いを行う。

4 第1項の規定にかかわらず、乙が委託業務の完了前に委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、請求書により請求することができるものとし、甲は、必要があると認めるときは、第3条に規定する額の全部又は一部を仮払いすることができる。

(過払金の返還)

第13条 乙は、前条第4項によって既に支払いを受けた委託費が第10条第1項の額を超えるときは、甲の指示に従い、その超えた額を甲に返還するものとする。

(資産の帰属)

第14条 委託費によって取得した機械、装置、工具、器具及び備品(以下「資産」という。)は乙の帰属とする。

(知的財産権の範囲)

第15条 委託業務によって得た委託業務上の成果に係る「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権(以下「商標権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等」と総称する。)

二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利

用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）

三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」という。）

四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（知的財産権の帰属）

第16条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託業務に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

一 乙は、委託業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、次条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

二 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

第17条 乙は、委託業務に係る産業財産権等の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権等出願報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権等報告書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、委託業務に係るプログラム等が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に著作物報告書を甲に提出しなければならない。

（知的財産権の譲渡）

第18条 乙は、委託業務に係る知的財産権を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、その旨を甲に報告するとともに、第16条、第17条、第19条及び第20条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

(知的財産権の実施許諾)

第19条 乙は、委託業務に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第16条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

(知的財産権の放棄)

第20条 乙は、委託業務に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(知的財産権の帰属の例外)

第21条 委託業務の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除き、この委託業務の完了又は廃止の承認の日をもって、すべて甲に帰属する。

2 第16条第2項及び前項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(知的財産権の管理)

第22条 甲は、第16条第2項の規定により乙から産業財産権等又は産業財産権等を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙がそのときまでに負担した当該産業財産権等の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続きに要した全ての費用を支払うものとする。

2 第16条第2項に該当する場合、乙は、産業財産権等の出願又は申請から権利の成立に係る登録までに必要となる手続きを、甲の承諾を得て甲の名義により行うものとする。この場合において、当該手続きに係る産業財産権等の登録が行われなかったときは、当該手続きに要した全ての費用は、乙の負担とする。

(ノウハウの指定)

第23条 第15条第1項第4号に規定するノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

2 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権及びノウハウの封印)

第24条 乙は、委託業務を実施するにあたり、既に乙において保有する産業財産権等を受ける権利がある場合で、委託業務の結果生ずる産業財産権等を受ける権利等と複合する場合については、同事項の保全措置としてこの契約締結後60日以内に乙は甲に資料の提出を行い、文書により封印事項を記録化し、甲の指定する者及び乙の両者により封印を行うものとする。

2 委託業務を実施するにあたり、既に乙において保有する技術情報のうちで、産業財産権等を受ける権利の対象とならないが秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値があるものがある場合、これをノウハウとして前項と同様の取扱いとする。

3 委託業務実施により生じた、乙に帰属するノウハウについては、保全処置を必要とする場合は、前々項と同様の取扱いとすることができる。

4 甲及び乙は、協議の上、この契約に係る文書等の記述のうち、ノウハウに該当するものについて秘匿できるものとする。

(職務発明規定の整備)

第25条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員(以下「従業者等」という。)が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。

(成果の利用等)

第26条 乙は、委託業務によって得た委託業務上の成果(ただし、第16条第1項に基づき乙に帰属する知的財産権及び第27条第2項に基づき乙に帰属するコンテンツに係る知的財産権を除く。)を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、これらの成果を発表し又は公開しようとするときはこの限りでなく、乙は成果利用届を甲に提出するものとし、成果利用届の提出しなければならない期間は、委託業務完了後2年間とする。

(コンテンツに係る知的財産権)

第27条 この契約において「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条第1項に規定するものをいう。

2 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託業務のコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

一 乙は、委託業務において制作したコンテンツは遅滞なく、その種類その他の情報を甲に報告する。

二 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で委託業務に係るコンテンツを利用する権利を甲に許諾する。

三 乙は、当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。

3 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該コンテンツに係る知的財産権を譲り受けるものとする。

4 乙は、第2項の書面を提出したにもかかわらず第2項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該コンテンツに係る知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

5 乙は、委託業務のコンテンツに係る知的財産権について甲以外の第三者に譲渡又は実施を許諾する場合には、第2項の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

(コンテンツに係る知的財産権の無償の実施)

第28条 甲又は甲が指定する第三者は、前条第2項の規定にかかわらず、この契約の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権を実施することができる。

(機密の保持)

第29条 乙は、委託業務の実施に際し、甲から秘密であることを示して乙に開示する技術上及び営業上の一切の情報については、委託業務に携わる者以外に開示し漏洩してはならず、委託業務の期間中はもとより、委託業務の完了若しくは廃止、又はこの契約が解除された後においても守秘義務を負うものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- 2 前項の有効期間は、委託業務の完了若しくは廃止、又はこの契約が解除された後5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(委託業務の遂行不可能な場合の措置)

第30条 甲、乙いずれの責にも帰することのできない事由により委託業務を実施することが不可能又は困難となったときは、甲、乙協議してこの契約を解除し又は変更するものとする。

(契約不履行等)

第31条 甲は、乙の行為が次の各号に該当するときは、この契約の解除又は変更、既に支払った委託費の全部又は一部の返還請求、損害賠償の請求をすることができる。

- 一 乙が、この契約書に記載された条件に違反したとき
- 二 乙が、この契約の締結にあたり不正の申立てをしたとき
- 三 乙が、委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為をしたとき

(法令等の遵守)

第32条 乙は、委託業務を実施するにあたっては、その業務に関連する規制等に関する法令及び指針等を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に反し、委託業務の遂行に影響を及ぼすこととなった場合には、この契約を解除又は変更することができる。

3 甲は、契約を解除した場合には、既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。また契約の変更を行った場合で、既に支払った委託費の金額を変更後の契約金額が下回るときは、その差額を返還させるものとする。

(相手方に対する通知発効の時期)

第33条 文書による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

(代表者変更等の届出)

第34条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文面により甲に遅滞なく通知するものとする。

(委託業務期間等)

第35条 委託業務の期間は、平成19年 月 日から平成20年3月31日までとし、この契約の有効期間は、委託業務の期間と同一とする。

(その他の事項)

第36条 乙は、この契約に定める事項の他、甲が別に定める委託業務の実施に必要な事務手続き等に従わなければならない。

2 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について生じた疑義については、

甲、乙協議して解決するものとする。

3 この契約に関する訴は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

4 この契約に係る文書等は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づいて処理するものとする。

上記の契約の証として契約書2通を作成し、双方記名押印のうち甲、乙1通を保有するものとする。

平成19年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門4 - 3 - 13
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
機構長 堀田 凱樹 印

乙

印